

## 建築物省エネ法判定業務にかかる判定料金

(消費税含む。) (円)

建物種別	用途区分	計算対象床面積区分(㎡) ※1	申請種別			
			単独申請の場合		建築確認との併願申請の場合	
			性能基準等 ※2	モデル建物法	性能基準等 ※2	モデル建物法
	用途区分【1種】 ホテル 病院 集会所 福祉施設 等	300㎡未満	189,200	85,800	178,200	81,400
		300㎡以上 ~ 500㎡未満	264,000	118,800	253,000	114,400
		500㎡以上 ~ 1,000㎡未満	336,600	151,800	321,200	145,200
		1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	409,200	184,800	387,200	176,000
		2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	523,600	237,600	497,200	224,400
		5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	660,000	297,000	627,000	283,800
		10,000㎡以上 ~ 20,000㎡未満	796,400	358,600	752,400	338,800
		20,000㎡以上 ~ 40,000㎡未満	932,800	420,200	884,400	398,200
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり	見積もり	見積もり
	用途区分【2種】 事務所 物販店舗 学校 講堂 幼稚園 飲食店 等	300㎡未満	134,200	61,600	125,400	57,200
		300㎡以上 ~ 500㎡未満	184,800	83,600	178,200	81,400
		500㎡以上 ~ 1,000㎡未満	237,600	107,800	226,600	103,400
		1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	288,200	129,800	272,800	123,200
		2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	367,400	167,200	349,800	159,500
		5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	462,000	209,000	440,000	198,000
		10,000㎡以上 ~ 20,000㎡未満	558,800	253,000	528,000	237,600
		20,000㎡以上 ~ 40,000㎡未満	653,400	294,800	620,400	279,400
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり	見積もり	見積もり
	用途区分【3種】 工場 倉庫 等	300㎡未満	85,800	39,600	81,400	37,400
		300㎡以上 ~ 500㎡未満	118,800	55,000	114,400	52,800
		500㎡以上 ~ 1,000㎡未満	151,800	70,400	145,200	66,000
		1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	184,800	83,600	176,000	79,200
		2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	237,600	107,800	224,400	101,200
		5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	297,000	134,200	283,800	129,800
		10,000㎡以上 ~ 20,000㎡未満	358,600	162,800	338,800	154,000
		20,000㎡以上 ~ 40,000㎡未満	420,200	189,200	398,200	180,400
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり	見積もり	見積もり

※1 計算対象床面積区分は、判定対象となる開放部分等を含む非住宅部分の床面積とします。また住宅との複合建築物の場合は、住宅の部分を除き、非住宅の部分及び住宅との共用部分（非住宅部分と判断されたもの）の床面積とします。ただし、計算対象床面積区分には、冷凍冷蔵倉庫、定温倉庫、無人工場、植物工場、その他計算対象から除外できる用途部分の床面積を除きます。

※2 性能基準等とは、「標準入力法」「主要室入力法」等の評価方法を含むものを言います。

※ 複数の建物用途の場合は、用途区分の上段、中段、下段それぞれの計算対象床面積の合計を比較し、その大きい方（同一面積の場合は、より上段）の用途区分とします。この場合、計算対象床面積区分は、その比較した両方の用途区分の合計床面積とします。

※ 軽微変更該当証明申請の場合は、上記判定料金の1/2の金額とします。

※ 法第7条、第35条、第41条申請、都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画のいずれかが当センターへの併願申請であって、審査項目及び内容が同一である場合は、主たる申請となるものを除き、税込み11,000円とします。

※ 適合判定通知書等を再交付する場合の料金は、1通につき、税込み8,800円とします。

※ 建築基準法の用途、評価方法、規模等の変更であって、料金区分が変わるなど「計画の根本的な変更」は上表の新規判定料金とします。

※ 建物種別や用途、規模等の変更であって、手数料区分が変わる変更や大部分が再審査となる場合は一端下げのうえ、再申請（新規判定料金）とします。

なお、当センター以外(他の機関等)で評価等を行っている場合の軽微変更該当証明申請も再申請（新規判定料金）とします。

## (1) 判定料金の収納方法

- ・建築物省エネ法判定業務規程及び同約款を参照ください。